

議員提出議案第4号

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年(2020年)6月18日

提出者 八王子市議会議員 前田佳子

賛成者 八王子市議会議員 若林修

同 木田彩

同 梶原幸子

同 青柳有希子

同 小林裕恵

同 若尾喜美絵

八王子市議会議長

浜中賢司 殿

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

性犯罪は被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、長年にわたり心身に重大な苦痛を与え続ける「魂の殺人」といわれる深刻な犯罪である。しかし、日本では性犯罪はとても軽く扱われ、明治時代（1907年）に制定された刑法が2017年の改正まで大筋では変わることなくそのまま踏襲されてきた。110年ぶりの性犯罪に関する刑法の大幅改正では、「強姦罪」の名称が「強制性交等罪」に改められ、懲役の下限が3年から5年に引き上げられた。また「親告罪」規定の撤廃、監護者による性行為は暴行・脅迫がなくても処罰するなど、画期的な改正となった。

しかし、2019年には性犯罪の裁判で被害者の同意のない行為だと認定されながらも抗拒不能状態ではなかったとして無罪判決が続き、刑法改正の不十分さが明らかになった。強制性交等罪の成立要件として「暴行」または「脅迫」、準強制性交等罪の成立要件は「心身喪失若しくは抗拒不能」が課され、有罪のハードルが極めて高い。

2017年の法改正に当たり、衆参両院では附帯決議がされ、附則第9条には「政府は、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との規定が盛り込まれた。

施行後3年に当たる2020年には、被害者の立場に立った早急な刑法の見直しを行うことが求められている。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、下記の要件を盛り込んだ内容で刑法改正に取り組むことを求めるものである。

記

1. 強制性交等罪における暴行、脅迫要件をなくし、同意なき性行為を広く処罰すること。
2. 未成年者の性的自己決定権に配慮する形で性交同意年齢を引き上げること。
3. 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること。
4. 性犯罪に関する公訴時効を撤廃又は停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)6月18日

議長 名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} あて